令和6年度知多市民間保育所等整備・運営事業者募集要項(再募集)

1 募集趣旨

知多市では、知多市保育所等再整備計画2020(以下「再整備計画2020」という。)を策定 し、幼稚園、保育園等の適正な管理及び、多様化する保育ニーズ及び将来人口の動態を見据えた安定 的で効率的な運営を目指しており、このたび、知多市立寺本保育園を民営化するものです。

知多市立寺本保育園(以下「寺本保育園」という。)は、昭和50年4月の開園から約50年が経過して施設の老朽化が進み、周辺道路は狭く、園敷地及び駐車場が借地でもあることから、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所として移転新設し、令和9年度に開所・運営する事業者を募集します。

2 応募資格

以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 令和6年4月1日現在、原則として愛知県内において3年以上継続して認可保育所(小規模保育施設含む)、認定こども園(いずれの累計も可)(以下「保育所等」という。)を安定的に運営しており、社会福祉法人、学校法人、NPO法人又は株式会社等法人格を有する事業者。
- (2) 本市の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (3) 資金計画及び整備計画が確実であり、事業者が保育所の建設及び施設整備に要する資金の全てを 負担できること。
- (4) 事業者は、保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (5) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の監査・実地指導等において、過去3年以内に 重大な文書指摘等を受けていないこと。
- (6) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 事業者が民事再生法に規定する再生手続開始又は破産法に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。
- (8) 知多市暴力団排除条例(平成23年12月21日条例第16号)による排除対象者ではないこと。

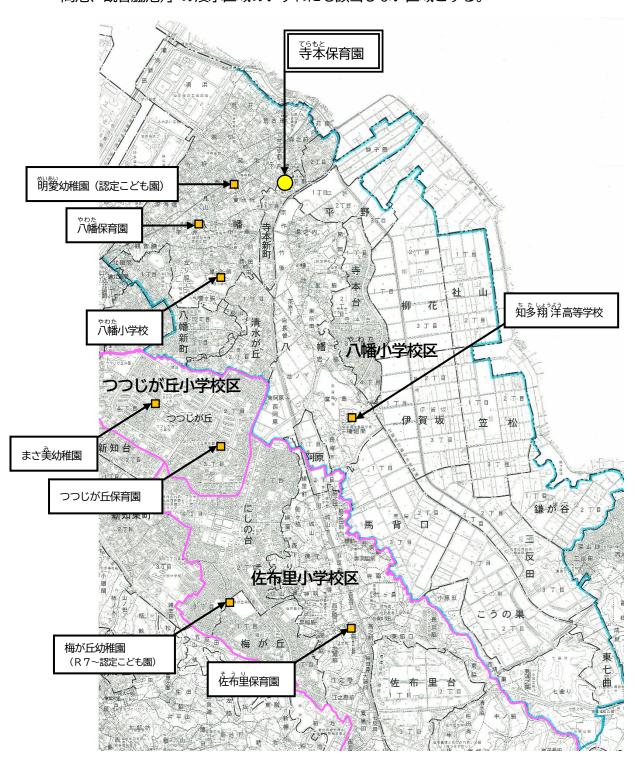
3 寺本保育園及び新設保育所の概要

	0歳児**	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員
寺本保育園	_	15人	18人	30人	30人	30人	123人
実施事業	延長保育	(19時まで	5)				
新設保育所(想定)	6人	15人	15人	25人	25人	25人	111人
提案可能最大数	9人	20人	24人	30人	40人	40人	163人
実施事業	延長保育	(19時まで	5)				

※0歳児の受入れ可能月齢は、5か月(生後5か月目を迎える月の1日)を原則とするが、 5か月より早い受入れ可能月齢を設定する場合は、加点の対象とする。

4 整備対象区域

- (1) 八幡小学校区(水色枠内)を基本とし、隣接のつつじが丘小学校区及び佐布里小学校区(桃色枠内)の八幡小学校区との境界付近を園舎や駐車場の敷地として利用することは可能とする。
- (2) 「知多市津波ハザードマップ」の津波避難対象地域、「知多市高潮浸水予測マップ」の高潮浸水 想定区域、「知多市地震防災マップ」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、「知多市洪水 ハザードマップ」の浸水予想図の浸水範囲、並びに「知多市ため池ハザードマップ(筒岡池、黒廻 間池、観音脇池)」の浸水区域のいずれにも該当しない区域とする。



5 整備の条件

- (1) 「4 整備対象区域」での整備とする。
- (2) 事業者自らが新園を整備するものとする。
- (3) 移転先の敷地は、事業者が準備するものとする。
- (4) 敷地の選定については、知多市都市計画マスタープラン等、本市の計画を考慮するとともに、事前に本市と協議し、決定するものとする。なお、敷地の選定に当たり事業者が本市の関係部署と用地や事業計画に関する協議を行う場合は、必要に応じて支援を行う。
- (5) 保護者等及び職員数に応じた駐車場を歩行距離、交通安全に配慮した場所に確保するものとする。
- (6) 新園に設置する備品は、原則として事業者が新たに用意するものとするが、本市が譲渡することが可能な備品については、新園への移転後に譲渡を受けることができる。
- (7) 既存建物は、新園への移転後、本市が処分する。
- (8) 原則、保育所のための不動産は事業者所有又は確実に取得することが見込まれること。ただし、 貸与物件の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成1 6年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長、社会・援護局長連名通知及び平成26年12月12日雇児発1212第7号・社援発1 212第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)の定めによること。
- (9) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、近接への日照、騒音などの環境面への配慮などについて、事前説明するとともに、調整及び紛争等の解決については、事業者の責任において、誠意を持って対応すること。

6 開設時期

令和9年4月1日

7 対象事業

事業者が移転先の敷地を準備するとともに、保育所を新築し、条件を満たす保育所の認可を受け、適正に運営する。

- (1) 定 員 「3 寺本保育園及び新設保育所の概要」を参照のこと。
- (2) 利用児童 0~5歳児
- (3) 開園時間 原則、月〜金曜日は、通常保育、延長保育事業を含め午前7時〜午後7時、土曜日は、延長保育事業を含め午前7時〜午後4時とする(原則、保育標準時間は、午前7時〜午後6時、保育短時間は、午前8時〜午後4時とする)。

それ以外の延長保育は、事業者の提案事業とする。

(4) 閉園可能日 日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

閉園可能日に開所する場合は、事業者の提案事業とし、加点の対象とする。

8 運営の条件

(1) 整備・運営全般について

ア 保育所の運営に当たっては、愛知県の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定

める条例」(平成24年12月21日条例第68号)、知多市の定める「知多市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年9月29日知多市条例第23号)、その他関係法令等を遵守すること。

- イ 地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- ウ 保護者との懇談を適宜開催し、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては、 誠意をもって対応すること。また、苦情解決の仕組み(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三 者委員の設置)を整備すること。
- エ 本市内保育園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の向上を図ること。
- オ 本市が要求する事業内容に関する報告、立ち入り調査等に協力すること。
- カ 施設の整備・運営に際し、市内業者を積極的に活用するなど、地域経済の活性に努めること。
- キ 保育士をはじめ園職員の確保や定着につながる取り組みに努めること。

(2) 職員配置について

- ア 職員配置は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省 令第63号)によるものとするが、1歳児保育については、保育士1人に対し児童5人以内とす ること(国の基準と本市の基準との違いにより運営費負担金が減額となるが、別に定める基準に より本市が補助するものとする。)。
- イ 最低基準上必要とされる保育士の必要数については、年度当初の4月1日現在における児童年齢に応じた保育士数を配置すること。
- ウ 園長は、社会福祉事業、児童福祉及び幼児教育に熱意があり、保育・教育の専門職として責任 を持って管理監督できる者を常勤させること。
- エ 保育士の4分の1以上は、3年以上の保育実務経験を有する者を配置すること。
- オ 職員の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- カ 園児の健康管理、体調急変への適切な対応のため、看護師の配置に努めること。

(3) 保育事業について

- ア 保育内容については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育課程、指 導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
- イ 公立保育園と同等程度以上の配慮、支援を必要とする児童や障がい児の受け入れを行うこと。
- ウ 入所児童への健康診断、歯科検診を実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
- エ 移管までの準備期間において円滑かつ計画的な引継を行い、寺本保育園の保育内容を尊重するとともに、保護者との交流を図り、保護者の意見や要望を取り入れながら、特色のある園運営に努めること。また、寺本保育園は、地域との繋がりの強い園であることを念頭に、園運営を行うこと。
- オ 原則として、公立保育園の年間行事と同等程度の行事を実施すること。
- カ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険(損害賠償保険、傷害保険等)及びスポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- キ 別添「事故対応マニュアル 知多市立保育園」に基づき、施設内外の安全点検に努め、事故 の未然防止と迅速かつ的確な対応がとれるよう努めること。
- ク 開園から2年以内に保育サービス第三者評価を受審し、保育内容等を確認することで、保育の 質の向上を図るものとする。

- ケ本市の子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。
- (4) 給食・調理について
 - ア 給食は、自園調理方式とすること。また、給食・保健・衛生に関する国の通知等を遵守すると ともに、事業開始前に所轄の知多保健所の指導を受けること。
 - イ 給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
 - ウ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養等の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じた給食を提供すること。
 - エ 食物アレルギー児対応は、別添「知多市立保育園等食物アレルギー児対応指針」により行うよう努めること。ただし、事業者が定める食物アレルギー児対応指針があり、それに基づいて提供する場合にはこの限りではない。
 - オ 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理については、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)(最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」及び、別添「知多市衛生管理マニュアル」を遵守すること。
 - カ 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を遵守すること。
- (5) 保護者の費用負担
 - ア 保育料については、本市の定める保育料とする。
 - イ 保育料以外に費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、本市と協議のうえ承認 を得ること。なお、引き落とし金融機関等、徴収方法については、利用者の利便性に配慮するこ と。
- (6) 実施設計、建設工事について
 - ア 施設の実施設計に当たり、騒音や地域の交通量等に配慮した配置を行い、近隣関係者等に対し、 事業者の責任において誠意をもって対応すること。
 - イ 保護者送迎用駐車場及び職員用駐車場については、敷地内外を合わせて必要台数の確保を行う こと。
 - ウ 給食の材料搬入や、緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを敷地内に確保すること。
 - エ 施設規模から適正な定員計画を行うこと。
 - オ 周辺環境を考慮し、子どもの安全に配慮した施設整備を行うこと。
 - カ 本市の将来的な街づくり計画に配慮した建築計画を行うこと。

(7) 引継ぎ等

- ア 引継ぎ体制の整備や保護者・近隣住民の理解を得るなど、移管までに十分な準備ができるよう 移管計画を立て、本市と協議すること。
- イ 在園児童が、環境の変化に戸惑うことのないよう特別な配慮を行うものとし、必要に応じて本 市職員との合同保育期間等を設けること。
- ウ 事業者決定後速やかに、事業者が中心となり、保護者、寺本保育園(本市幼児保育課を含む) とで、三者協議会を設置し、3か月に1回程度の頻度で新園移行半年後程度まで開催すること。

協議会では、事業者決定の経過、事業者の保育方針や内容、移転新設の内容とその間の保育、引継ぎ保育と合同保育の内容などについて保護者の理解を深めるよう努めること。

- エ 本市との協定締結が整い次第、在園児の保護者に対して、説明会を実施すること。なお、そこ での意見等を基に本市と協議を行い、その結果を事業に反映させるよう努めること。
- オ 寺本保育園に勤務している本市会計年度任用職員については、令和9年4月1日からの雇用に 積極的に努めること。

9 補助金等について

- (1) 整備費等
 - ア 建設費等については、予算の範囲内で本市民間保育所等整備費補助金を交付する。 補助金の交付は、特に定めるものを除き、国の定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要 綱及び本市民間保育所等整備費補助金交付要綱に基づいて行う。
 - イ 市補助金の交付は、本市の予算成立を条件とする。
 - ウ 補助対象事業の着手については、原則、本市の補助金交付決定前は認められない。
- (2) 運営費等
 - ア本市から公定価格に相当する額を委託費として支払うものとする。
 - イ 「8 (2) ア」の職員配置に関する補助については、知多市民間保育所等運営事業補助金交付 要綱に基づき交付するものとする。
 - ウ その他地域子ども・子育て支援事業等の実施については、「7 対象事業」に記載のある保育 事業以外は事業者の提案事業とし、本市と協議の上、事業が必要であると認められた場合は、本 市の規則・要綱に基づき、補助金又は委託料を支払うものとする。

民間保育所等に対して補助している項目

保育体制強化事業

保育補助者雇上強化事業

一時預かり事業

延長保育事業

10 募集要項の配付等

- (1) 募集要項の配付
 - ア 配付期間 令和6年10月1日(火)~31日(木)の平日
 - イ 配付時間 午前9時~午後5時
 - ウ 配付場所 知多市福祉子ども部幼児保育課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電 話 0562-33-3151 (代表) (内線248)

0562-36-2659 (直通)

FAX 0562-33-8844

E-mail youji@city.chita.lg.jp

募集要項は、知多市ホームページ https://www.city.chita.lg.jpにも掲載します。

- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和6年10月1日(火)~31日(木)
 - イ 提出方法 質問書(別紙1)に記入の上、持参又は電子メールにより知多市福祉子ども部幼児 保育課へ提出のこと。(持参の場合 平日の午前9時~午後5時)
 - ウ 回答方法 電子メールで回答します。

11 応募手続き等

(1) 提出書類

下記の書類について、正本1部、副本10部(両面印刷可、副本は複写可)を提出すること。

- ①令和6年度知多市民間保育所等整備・運営事業者応募申込書(様式第1号)
- ②施設整備計画書(様式第2号)
- ③配置計画図、平面計画図(作成している場合に添付)
- ④資金計画書(様式第3号)
- ⑤事業者の預金残高証明書(応募申込日前1か月以内に発行のもの)
- ⑥支出金額の根拠となる積算資料(作成している場合)
- ⑦企画提案書(様式第4号)
- ⑧事業者の概要及び役員構成・経歴(様式第5号)
- ⑨法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (応募申込日前3か月以内に発行のもの)
- ⑩法人の定款
- ①事業者の代表者の履歴書
- ②事業者の決算書類(収支計算書、貸借対照表、財産目録等:直近3か年分)
- ③事業者の予算書類(令和6年度当初予算分)
- ⑭国税及び地方税の納税証明書(応募の開始以降に交付された直近のもの)又は納税義務がない 旨の理由を記した申立書
- (5社会福祉施設等に対する指導監査の指摘事項及び改善報告(直近3か年分)
- ⑥当該申込みを議決した役員会等の会議録の写し
- の運営している保育所等の諸規定(管理規定、就業規則、会計規定、園職員の給料表等)
- ®運営している保育所等の概要がわかるもの(要覧、パンフレット、保育計画等)
- ⑩運営している保育所等で、保護者向けに発行した園だより、給食だより、給食献立表(直近3 か月分)
- ②その他、本市が提出を求めた書類
- (2) 応募書類の受付
 - ア 受付期間 令和6年11月1日(金)~29日(金)の平日
 - イ 受付場所 知多市福祉子ども部幼児保育課
 - ウ 受付時間 午前9時~午後5時
 - エ 提出方法 予め電話連絡の上、責任者が直接、幼児保育課まで持参してください。 (郵送による応募の受付は行いません。)
 - オ 提出に当たっての留意点
 - (ア) 提出書類は、A4サイズ2穴ファイルに綴じ込み、11(1)の提出書類番号をインデックスで

表示すること。

- (1) 正本に添付する証明書類には原本証明をすること。
- (ウ) 提出された書類等は返却しません。
- (I) 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。

12 選定及び決定

(1) 選定方法

- ア 選定は、本市が設置する「知多市民間保育所等整備・運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において書類審査(一次審査)、現地調査・面接審査(二次審査)を行い、「知 多市民間保育所等整備・運営事業者選定審査項目」(別紙3)により審査・評価します。最終的 に、選定委員会の審査・評価の結果を踏まえて、最も相応しいと認める事業者を選定し、市長が 決定します。
- イ 選定委員会は、子育て支援に識見を有するもの、保護者等及び本市職員による構成とします。
- ウ 選定方法は、提案内容等についての書類審査(一次審査)を行った後、選定委員会による現地 調査・面接審査(二次審査)を行います。現地調査・面接審査(二次審査)は、書類審査(一次 審査)を通過した応募事業者とします。
- エ 現地調査(二次審査)は、応募事業者が運営している保育所等の運営状況等の調査を行います。
- オ 面接審査 (二次審査) は、応募事業者が提案内容のプレゼンテーション (20分以内) を行い、 その後、本市が応募事業者へのヒアリングを行います。
- カ 選定結果については、全ての応募事業者に通知します。また、市ホームページでも公表します。
- (2) 選定に当たっての注意事項
 - ア 提出された書類に虚偽があった場合、又は期限内に必要書類が整わなかった場合は、失格とします。
 - イ 選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受け付けません。

13 留意事項

- (1)提出された書類等は、情報公開の対象となり、請求により開示する場合がありますので、予めご 承知おきください。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。
- (3) 決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや 施設の実施設計に伴う変更等やむを得ないもので、審査の評価にマイナスの影響を与えないものの み、本市と協議のうえ認める場合があります。
- (4) 決定した事業者から提出された書類等において、虚偽若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な保育等事業の実施が困難と認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。また、この場合事業者が、既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。

14 選定スケジュール

募集要項の配付	令和6年10月1日 (火) ~ 31日 (木) の平日 ※知多市役所福祉子ども部幼児保育課での配付 午前9時~午後5時 市ホームページ https://www.city.chita.lg.jp にも掲載します。		
質問の受付	令和6年10月1日(火)~31日(木) ※質問書持参の場合 平日の午前9時~午後5時		
質問への回答	令和6年11月8日 (金) まで ※電子メールで回答します。		
応募書類の受付	令和6年11月1日(金)~29日(金)		
書類審査(一次審査)	令和6年12月		
現地調査(二次審査)	令和6年12月		
面接審査(二次審査)、 優先交渉権者の選定、決定	令和6年12月		
優先交渉権者との協議	令和7年1月		
基本協定の締結	令和7年2月		

15 施設整備スケジュール(目安)

三者協議会開始	令和7年2月
実施設計	令和7年10月まで
認可事前承認手続	令和7年11月頃
国補助金事前協議	令和8年1月頃
国補助金交付内示	令和8年4月頃
市補助金交付申請	令和8年5月頃
県への保育所認可申請	令和8年9月まで
新築工事	令和9年2月まで
認可	令和9年3月下旬
開園	令和9年4月

16 問い合わせ先

知多市福祉子ども部幼児保育課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電 話 0562-33-3151 (代表) (内線248)

0562-36-2659 (直通)

FAX 0562-33-8844

E-mail youji@city.chita.lg.jp